莠草年録

堤蟻叢書

二十三

836
209
3

国立国会図書館　タイトル『堤蟻叢書』 請求記号 836-3

ガラス使用

堤蟻叢書

乙卯仲夏

二冊ノ二

国立国会図書館　タイトル『堤蟻叢書』 請求記号 836-3

ガラス使用

紅葉山神霊記

ことし寛永三のとし弥生のすゑつかた時をかて故郷を尋んと杖を吾妻の方へ向ふる或古董舗（フルドウグヤ）をかしこに書画のひとくさ見るにいとゆかしきものどもかきつらね実や天下の一人をして言ひもる譬へ感称の餘り投泉して懐よし旅亭の燈下よ緑酒をくみ薄よ音脩伯居定めぬ天空浪人　営中のるゝ辨ふ神霊のいちじるきこと感激して情発の情よ堪きる秘なる世作者名を顕はすとゝ雅正なるゝ児島備後三郎橋本よ出でる筆の香りきゆをみる西国より上京をなるよ教化の僧ゆゝ下を論ずるよ仁恕の厚きを全く国恩の厚きものせしかゝ書きて国に忠のんを事を心銘る人ハ共とゝく徳とゝく能味ふつきるよ弔此書をゆて寝食を忘れ痛く悲しゝ称して傍くよ神威の霊妙なるを仰ぎ又身よいつくのゆゝ祈ふし芝をよめハ霊菜ともなるゆまハ舊病頓よ癒ぬよりて一篇を謄写して

高野藏書

本定 9.5.27 購求

国立国会図書館　タイトル『堤蟻叢書』　請求記号 836-3

ガラス使用

親友ハ更なり具眼の人よ物しけるに歌義セさてる有るべく実用の神書なり
といふて於其人よりこの編を問んと思へども明年の春ハ奥州よりして白川の関
の紅葉ふみて御歌会の歌をまた再ひ此地に越んとおもふ故ぬきに別して方なん
と哂ひけれ、匆々筆を閣 秋八月十三日 樹下曾誌

武貞梅八十門の文磯鋳造の命ありしハ文政ハ丑年のことなれハ此文ハ丑年のことなるべし
所々に誤字ありて読あるべき事なり

紅葉山神霊記

何年の御時よか有んん紅葉山へ大級行列の御式ありて予もこのとき御供
隨身の姿を負ひを採て出仕せり其日ハ天気清朗るして花降天香薫しいとて
心を清くし御拜の間暫し扣へ居るに夜ハ寝さるる頻りに魔を催しけるれかか
る衣冠ひ〳〵いとそるき 御方題きの方用のるき童子御太刀をかつぎ御供
に隨ひまる其童子ハ宮ひるるハ我老てものくしに弟て苦心せる所他言ハせじて
言〳〵かつ宮ひるる其ハものこし白やらに威ありて猛くまし〳〵れる新参ハ外ハ
ぬかーつきまる童子の言葉ハいとまし〳〵 於を哈〳〵ふるさとなりしかと多張にて立け
るハ先年より海防のるまつき諸侯の言編海防策の歌 [illegible] 上書の仕立て
ハ是トント評議ハ出下ケなきよしハ仕舞ハ其人を得さるるし此度
右海防に推たるよ手歌一件書面悉く取扱ひ福山侍従して左の通へれ渡さる
宮中御歩みるに九月の紅葉〳〵動揺ニ上妻細取細〳〵中ハ百姓とその事ありて左の通り

八潔白なる氷雪の如く右顧不二すして智略百端の尊の俊傑と徒士より面目を
経綸政略後遠忠所しの事功を累疏して世勲の動定を功を勲績公事多
より浦賀戦争を四隻の戦艦の場所にもれしこと四年過るまで今かく知遇を得て積
弊を一洗し功績を始めて成るものいへるハ古今府伯経功有ることを面仮
より絶えんとする事仮の四方の道細なるもとも綿密ならず公事のこと一
口に言はる極をいつしかに夫ハ油が腹より出でる言語なるなれば下情動定所産のもづる
所にして細なきの四方の辺入ることを知らざるハ抑能く人を朝に用ひて為るなるら
ばや弊政を革むるハ古より合衆の欲せざる所なるを所の少人権臣に阿頃し
苦に徒を捧へさるの浮言を以て是を傾る事衰世の習ひ細なきを知らざる
徒のみ者ありけれ些細の意味を悉くに必ずしもことなく何の益なかんず其巨
細なるハ実に下実にして是を用る変故まで任せ立て写すかんを以ハ唯其大綱
を心ひて大道を以 君の股肱となり仇牙となり政の佐となる可き識なく只細

細なるのみ拘泥して大道を踏みてハ天下を治めの小政事の大毒也汝言慶ハ
只些細の益弊ハ拘り四文変の移徳を争ひ大なる小仁慈の妨となる天下
の人の害を失ひ始る人主を惑ミまる媒を釀成事に陥るべしみ〳〵汝ら迷ひ
を清くまセ其大道を解説ん今西洋の黠虜諸国嶋々を併呑し北アメリカの共和
政治益強大なり 神州ハ海上なる屋出没し清国既其毒を遇ふ幕府の
有司神君の御遺戒を従ひ猾ひを未萌に禳ハしと防海の令を設ける大同百
挺を鑄造せるつもりを四隻の用途の出方と備ハ八十挺を減し其場に修ハ試十挺の有ること
なりとハ何程の強ミなるん又其三十挺の出方有らハ四隻の外何の益なしと云
るなるハ是迷ひし大御所大御者所の小用途減しなるなるし南部所
御屋敷も閉て御方ハこの小用減しなる影し其上経費のモルチールを増し
モルチールハ大短く側薄く銅量少くして玉行ハ数拾町の外飛ぶと虚伝
を実として信ひ多くモルチールを鑄造せるなるモルチールハ玉壹貫ニシ

武具掛役所の臼砲
ハ手臼砲ハ保つ
砂を三分に大臼砲の
[illegible]
加農砲を減し臼砲
[illegible]
卯とりて役所の
[illegible]作り
三火術の[illegible]
とるへし
吾曾五十斤石砲
臼砲を試る[illegible]
其の美の[illegible]序
[illegible]
うる

て短き筒へ元込して持運びには矢利なき迄ど
海岸なとの砲臺へ据て玉を遠丁へ飛して堪へ(?)ハ用ひ難し然間て拾丁
甚だ五七丁ハ中と延かさし西洋にてハ鳩のつまりたる時ハ徒に待居て多く
も然まてとも砲臺へもカノンを据合て備へさるよハ何ともさ連れ多分ハ助
筒よしおよる攻城野戦に用る能く老てんぐるへし　玉ハ径寸の短筒なるに
拾丁四千丁と丁の路つき筈ハなきを今の人ハ火術のなる布葉用ふる遠丁路を
さんと云ハ能ハさる信州松代まで來試し時も三千丁路にて皇州まで試し
時も三千五丁路にて相州にても四十丁路にてと云亜とるそ八百多く疑
砲を人なとの方便を實て以乃云人を甚惑し玉まて径寸の短筒なる三十丁
四千丁路とハ實に真實と思ひも候長崎にて及ひ当時ハ其路にけまとも
遠くて其用となさ此思ひのか近く玉落て不覚の媒となる杢く葉陽矣
せると言ものや

カノンを減し便利となるをと主張して三二萬さなかうして銅を鍛錬せては純粋
の銅と成難く葉をとるなる筒となれとも炭と間の費を厭ひてさなくしとも
銅ハ價高く錫鉛丹ハ價錢故錫鉛を多くまぜて銅量を増し通用の百錢の如く
今時ハこカク銅器の如く砕け易く又法の如く押湯をなさば葉持ちまま成りて闕葉も
生する猶砲と成るを僅の炭なる費を厭ひて押湯も法の如くさせぬままに成力多
めしよくそうを減しても裂痒十分發揚ましとなる筒となりと云大筒葉なる其疑
の五に三の虚弱葉を製し分量より葉を減してハなるんの徑まるし
武威の達てるもの散多なる中に勇卒の多きと兵器の実なるとこ二兵器の
鋭利とふハ銃砲大筒をこふ其頼にも明以來大銃を攻戦に用ゐるまとぶ西洋
ほなる砲軍を設くる当時兵器の冠たるものハ大砲同石火矢より起遍せし
とのなし大銃を合戦に用ゐるハ城責又ハ矢倉多門を崩し粮庫焼薪
を焼き掛ひ守城ハ寄手役備に道具を打砕き櫓行来を拒挫ひ人馬を殺す

歩のみ、塵ばし野戦には直桁の屈く如く馬寄附能はず北火器を自練し
て進退多く心に任せず其時は実に天下に敵なし明らか無敵将軍と称し
もたのるなり
海岸濱の所出場あるとも実は砲台せんとて出るとはいへども彼細き火
用を知きる人この組立てる故表向砲台と称いと巨きく大筒数十挺を並へ
第五人数も既に役場を是は砲台の名を省く故仮に丁場と唱てるなり
は砲台とある（しと人主を惑し心とあらしめ已るも忠臣義士とも二所
の方仮設ないと所砲台も出来し第て出方を心はるるとあるもすべきされは其
場を除んて他に命せられし迎出地の事内火矢鉄砲の行つもるく平日個練
もせざる人数にて号令紀律も整ふまし加てるを知きるを知て知れ
るるとて侍るめれと大筒といふものは猛烈なる火薬を込めるを多く千歩の外に
飛し大将の武威を示し宝器まして千歩と保ち乱らるるかの二ツ三ツの砲

強薬を込て当の敵を撃ば国を保ち若其筒多く是を為
に命を拉し却る敵に利を与へ忽ち城を落き国を亡され出征の命令
亦実に迂闊に帰死し活名を千載に残せ然道理とも為べき武士の倹約を用
ひ能く筒を鑄練ある強筒を備安く買上げ銃〻徒難刀太刀出入の弓矢編
杖とする鑓なを備易く免て防るいのと倹約をもとして金銀を惜迎心
得給きるとも〻額に筋を出し出入用減るを置り入用をたけるとを減せる
をたくとを出る定所の過言なり
入用を減して元積りし如く元を示よ実を集せ積りし者し新欲ふ
切の仕立まつきるを強れば積る者は多くらんとし調るまは少くも減せん
そして〻の中〻を除なくたれしなは器て元物のるを出は多くを必あるる
へし是近トント過分に積り入用を減せられて手るる故能の上萬ト所調元積
過分とそ不倹法あるしものなく実近に倹ならし警大刀を出せんとを丸倹能

相当に出来十分の上分捕を二十六篇出返りと云て炭
俵を厩に上捕治に成れ共敵し生捕る事と云て
八十俵に成る筈千余の上作と云きと是は物乏人の精心にて押なりての
備に成る又鉄砲を使又とても入用の品は迚も無用故返て列衆辛けさるも
にて其場を去きても早く取ふくるを出来或は礫を投毎しかぬ間なる
る文は猛勢なる火矢を以て火を防れ抑の抱人の為来さるものなれ共
る筋は用ひ難き道理之是なるの故は鉄砲の事は武道の決きものはトレト
多ふ如有る人大筒講立和対抗の出来る積仮を開くるなり定て功
有るものを撰事なんと思ひて去る人功名を書出せば其室
き人の云やう鉄砲功名なれは彼是考段なりて面倒なやうに成は功名
写真なるなるよう〜さる)は名を知る人と云は是を思て大
城弦後の国後海防隠一の武益を講立なるは出るなる唐長以後世変の如

き多分の出筒講立なるは稀なるなる故なる事用て不宜念も念を入て
配向に功有なるものなるなんは出家人多の故功名なる任場なる者と
撰ぶ成り〜命一なるなる　上は知なるを云て中立なるは十郎やう称
盗なるなるなる空を用ひさるなる如し去れは年来其職なる者て勤め功
有は十方言語数中出〜なるを彼是いへ人のさる人の為なる思なる
講方年の思波に活し教なるを好なるを好なるは衰せの如ひ
形〜しかるに人とも文政の比まて人は鉄砲兵の右月二百目の短筒を本邪辺なる
講立さるなるさへ鉄砲と唱へ人て鉄砲形式法といふ名目なて講立
なるなるの五年前なるなる故様子なる情合なるなるなる也依て大筒なる
との仕儀は前なる知なる人なるし鉄砲を以て業とするなる大筒なるとの
仕儀なれは何なるなる和乱なる或は保物なるなるなる人〜嘲笑ひけ
なるなる去る去子清国に争乱悖乱以来大筒講立のなる名なのやうなる

原書脱

きりされハ実に ふ事ハ ハたのもしく 支ゑ〳〵 知り 頼ゝ 存るし 支配 ハ 功 ハ 行て
鼻を押へられて 思ふ ハ 思之 漢土の聖帝ハ 善言を聞て 用しなり 天子の 御 ハ
ゝて 御 ゝ め 動
勤 柄 ハ いひ ひ ゝ ふ 自 ら ゝ の 懐 ふ 出 て 今 弱 ゝ も ハ ふ ず い ゝ も 慰 ま ゝ ハ
ゑし 時 し ゝ ゝ る ゝ ふ ハ や
但 斯 い へ ハ と て む ゝ ゝ ゝ 今 弱 を 書 せ と い ふ ハ ハ ゝ ハ 倹 約 と い ふ ハ 者 像 を い ま
し め む ゝ る 費 を 省 き 申 ゝ ふ 武 備 を 精 深 ゝ る 事 ハ 有 ゝ る を 雑 ハ
倹 約 と て 経 年 の 出 費 を 減 し 武 器 の 修 復 を 年 延 ゝ 仕 ゝ し 此 ゝ 為 と 為
ふ 世 間 ゝ 砲 を 造 ゝ と 造 ゝ 武 道 ふ 業 ゝ と 只 酒 を 用 ハ 人 間 を 知 ゝ て 酒 ゝ 過 を
ことと 笑 ふ ハ
神君の 御 遺 訓 を 熟 慮 て 政 ゝ の 倹 ゝ と 主 家 を 考 ふ く 敵 の 利 を 得 る
其 方 も 生 活 の 性 を 考 ゝ て ふ ん を 安 へ き る 人 ゝ の 如 ゝ な ゝ ハ や 人 を 性 君 ゝ る 倹 約 セ

よ と 者 義 者 し ゝ ゝ も 孝 経 ゝ も 建 諍 の 章 ゝ ゝ ゝ め ゝ も 直 諫 を 為 て 海 防 を 義 し
砲 を 造 を 四 国 ゝ し 五 畿 を 浪 利 ゝ し 敵 死 の 士 を 撫 ま ゝ ハ 今 を 立 し 国 を 富 し 当 秋 ハ 諸 国 出
作 の 地 へ ゝ ゝ ゝ ハ 酒 造 家 の ゝ ゝ を 減 て 田 ひ 主 ゝ を 世 話 ゝ ゝ 職 方 ゝ ゝ ゝ 心
ゝ も 附 て 却 る 其 筋 ゝ ゝ の 物 格 を 会 て 兵 を ん 道 の 知 ゝ ゝ る ゝ 天 下 を 盤 石 の
如 ゝ 安 ゝ ふ し め 上 ハ
天 顔 の 宸 襟 を 安 し ま ゝ 大 将 軍 の 帝 室 を 神 器 ゝ ん ひ 天 功 と 高 丹 氏 を 漢
掃 し 四 海 安 穏 な ゝ ん る を 祈 ゝ 聖 恩 を 報 ひ ま ゝ ん と 祇 て ま る ゝ 却 る 敵 の 為 ゝ
利 を 与 へ 己 を 等 の 出 ま 故 郷 へ 雖 ま る 所 ゝ 行 ゝ 居 ま ゝ ゝ め ゝ る 志 の 為 て 孔 ゝ る
ふ ん 分 中 の 毒 虫 と い ふ べ し
武 備 を 張 に 四 人 用 の 四 五 万 を 励 く 彼 栗 原 の 伝 ゝ ゝ ゝ 武 備 の 四 為 て 「バッテイラ」
を 造 て 南 分 へ 泊 め し 高 時 の 先 例 あ き ハ 彼 外 ゝ の 高 時 ゝ の と 美 ゝ ゝ て 武 備
を 目 ゝ ま ゝ 策 ハ 有 へ し 然 れ と も 武 備 ハ 征 夷 使 の 職 分 く 能 く 其 道 理 を 忘
ゝ て 明 無 と 存 ま

此以子供の喝ふとする前に眉を焼の急に乗じ後に謀と図るの関あり海を堅艦を
國に猛獣なく軍士練達せば軀に足るきら如し智略の施すべきなしかるに心付
ばいかゞと知らとるを待て隅々隅まで検索して便品きを好き蕭蕭刀を求め
龍泉太阿の如き又味の鋭利なんるを刑び紙花筒を以数十町の外に敵を虜にせん
と欲せるに浅世の筒といふものをして紙上の軍よりはめ敵の猛将勇士にても亦智謀
八百橋を敷く軍器なりても筆先なる勝を敵八なるきものに碁将きの低手の
妙なる勝を面如く其全く紙上の軍碁局棋子の死生の故に活路の多人数を我手に
動かせる如く偏に先人とする八弱是に異なり謀略なくして八なるべからざる所
いかんぞ教へざるべきを立て敵に是こまを乗と得て利なら
しめ過しいかゞなるものをそれ八面報の立流を抜目なる紙上
きとも軍兵なるべ八見聞きそなき過去なるれ八異服君子の父の兵法を信て軍師
とする振る味方の勇卒四十万を空よせられ如く其身死生なる八是非及ば多くの

味方を失ひ子孫を坎軍に陥るしめ剣へ手地間隔せしを
皇統に可き　神州の高明なる徳まで考きの蒼生として猶きの国祝の夷狄の
為に勝を屈させん心なるら敵国代解孫ふ
日神の御遺業の恐多くも御安堵に拘るとも自ら身上の蝸廬牛の角蠅
なし程に安存徳なる八何るそふ義にやいそんふ忠にやいそん殺ふるとも
必ずしも義現傍より起り還帰るそとさて発きとう左右思ひ為の悪
況るふ思議さに義なしまを筆にまかせて作しまを志ろう

甲寅孟夏　海口子

あたをそれ冥土をも
ゆめをとろかまくらつかたられいやしきわたくしめをうとぬすのうそ我の因
と、ろうさきをもかまくらつかたられいやしきわたくしめをうとぬすのうそ我の因
さはるつくつくいつかしばくひめ天をいつるくいみーとれるかあめをめ有るうその
とのて天仏をたもりうしのさ流ありかとしあをとうるをとしふとめを
つくひさねうそけてさのをうれるそてものいうるもこめうるめうう了
ふとうていくうとれうそんをはうかうすーさうとはーいれい
くうにいくうこうをうをれ水のうをいーふまをるうとしふれうをそふふ
し。我の四うりたてのいくうのおうう天ーんとそれ。水をというてーあるそ
ふらうんとそのうをとのうこうはうかうてく我のめをなふ見ひうのくふ。
みうをとそーくー我の仏をうのいうくうをとーあるくうさうをうーーかんぷ

ゆしかはるあつさみこ。樟子深く帰へことを急へおもしけれ。去はじめ
を待ちしてあまりしに。その眼をとつてあきて心ちろをいふらぬあやしみ。又その
いかなる。我たえの日給をとらせてかきかみなかみみをとしのさて千里の海をと
けてきぬるにとは我ものさめと思ひはなり。みてらむに我をさいつかねきて何ゆゑを
ふかるあしきさもいるま所さゆゑ。さきめぐらしてそのはをつかすて本海へ
るも先の更の仰をうけこそかなるべし。けふも我そこの海を主給ひ
しも姫君のこのたふしかはるこそ我がはなりしきく我なりしけれやぬはや。
とひきてこゝろをさためんとも。我女のめをともかくもやれ思ひくらすも我ゆゑ
を思ひまゐらせ。去ひすらに姫君のこゝろを思ふはなりしかとそのその
女の名をわすられまけてゐ。くら所ぞいろ。ゆきころをあはれひなさい。
おふとをつけなへといひけれはみなつきて。さらはいまふそのゆくことをはれ

んそくいひけらく。我わきまへたりしはかり国のさめを思ひゆきころぬらくいらく
こなたあつ給ふとらせつとうたらんとはかりの心を花しまうざるはそことの大宮
との大ら氏の君にまをとしなきしおこたりて心ねまろの給わかしことをならひさる
国といつるいつくらくまゐとはそくてるたちこまもゝゝく何ゆゑもけふとなら
にしかの大臣なりてそよき世ときゝおよひていかではしきことをむすひその世
のすめを得てく我世を賑ひしてんとぞ我にも貴はゝこゝろをつくしけるを
得てこそその夏あらためてこの世をまつりしくおのれにこそ浦安の国ら
さんのいさめをきゝれしく。いさちうきそみよみちをのつくはきあらさところ
ふかねを言まて我はならねとしものともの心をうくめんまゐらく有けり。
我いふようたてうるわし大和人我ぬ名をらうんもいはゞられてきこえん
こてらそ。花まよういきてらをやゆとくつと思ひてけくろあしきろんと思ひ

国立国会図書館　タイトル『堤蟻叢書』 請求記号 836-3
ガラス使用

定めなき事をなげきかなしみてよをわたらば我があめつちのさだめにそむくなり
しるさんとおもふがゆゑなり。此ことわりをしるべきものは生ゝ流転の
事はとし五十余をすぎたり。我今までは老をもしらずまうけしものゝ事も。ことの
あらぬ方にみだれたるなかにもわが心ざしをはらさん人あまたの
くるしみをたすけんとおもふならん。これより此ことはりをしるものゝうち
まして我かしこきは此大事をしらば山城の都のほとりの大君みをしろしめしてこそ
と。今は世をまもらぬ事なし。その天子の御ことはりの心ずべきかな
けだしへだてなくいはる人を見るは何事かくもなし。その事ほうきに
のを思はしかくしてはかなきことをとらへがたきとするは我かはぬを
はらひ過し。なにゝひやうこのかはりは先づ一つならず。それを
いひあらはさゝるなり。たゞ心にもしらくはふたゝひくるをとをのへ

て如何んと思ふなり。いづくはまへなき心なし。細川の何かしなどの軍
の備へそれなき火のうちそとの事に我よかなすべきものなれ。旧事は
こそあれんと思ふなり。それらはえらも恐れさるなり。いくさをして
備て其を奪んとかけても思ひよらぬるは其の法きん者らの
心とれのふいひのべられば火のうちなりとそのはらあるとえ見れは之
まづ出とせひまさとのふや。そのうちなるべきとその人を手まさを命せら
ん心あるべし。いくさはいそぐ心もおほくこゝつは其のめやしふかのん。人
のふせぐはてまづいふそのはかりごとの始きかなまさておまへば志が心ひる
しを出こと大事のもときとそのくん心あるべけまは。我がことは。た
のこあらば船を出ぬ慶き所をかけてぞ事をなすは我あめつちか
への事がこゝろ我ありそかゝのこときはなくちからやまと人を

言購舶事書

英夷之犯清也、陳化成駐吳淞、謂其下曰、寇至、絶無可為、以吾死為度、夫陳化成者、英夷之所怕於江南百万兵也、而尚謂無可為者、無他、以器械未完也已、今造艦之　禽下矣、則諸侯宜踴躍奮迅以従事、而猶未也、其故何也、蓋不独患財用之乏、亦患造艦未得其方法焉耳、世弘因不自揣、私建三策、一欲借薩州所製琉球船、適仏哇以購舶、一欲傭土佐人萬次郎、亦求諸海外、一欲囑魯夷假其船、以我人附往焉、聞仏哇屬島有可造舶鬻他邦者、所謂呷板船云、囑

留崎甲比丹齎一封書、往詢佄哇酋長則得矣。万次郎事路人知之。世弘聞諸其藩士、々々聞諸万次郎云、海外諸邦或有鬻舶者、今吾往焉、可以済事、其人金微而言或可信、或謂我金銀幣、実與各違、不通於海外、若載雑貨以往、亦非三両舶所能装、世弘云、幣悪則價騰耳、先装舶一隻、載幣数十万両、雑貨数事以往、與彼舶匠面議以定其價、得軍艦蒸気舶以還、再尽其舶艦多貨省幣以往、又可得舶艦数幇、如此三回、或足以得三四十隻、佄哇距我不能二千里、以火輪舶導行、半月可来往、其初到日、留士晋工役百餘名以習舟、三到之日率以還、分其人以教焉、則三四月間、可得習舟者数百人矣、古之善用兵者、非独編伍練陣之熟也、又非独攻城野戦之精也、約與國、結鄰盟、用游説、行反間、不見赫々之迹、而収效於冥々之中、所謂上兵伐謀者、而其最巧者、乃在用敵矣、今魯夷之送使、其情実不可測也、我若不審其情者、而囑之以購艦、彼謂我陷其計也、必喜而諾焉、於是付我吏士百余人、乗其舶以隨所之、以習砲、習舟、習水戦、此事之最捷而便者也、是之謂用敵、此三者大府擇而米旃、則一朝而数十隻之海城成矣。

昔者明人黄宗羲朱之瑜等皆来乞援。而我終不出師。志虽忠焉。而事竟莫成。今則不然。数十隻之舶隱然足当歇国。而海外舩匠固引領以待價。事在必得。功在必済。不藉七日之哭。而勝獲暴秦虎狼之兵。何顧而不為哉。至所遣之士。須選忠信廉敏。有文武才伎者焉。世弘雖駑乎。願承乏厮養。其聚財之計。録在簡尾。伏請并汚電覧外臣山縣逸谷世弘昧死再拝

尚又ロ上ニテ奉申上候

私主人藏書ニ「シケーブスボウキュンデ」ト申シ候蘭書有之右ハ西洋一千八百廿二年蘭人「イカレイキ」ト申シ候者ノ著述ニテ軍船ノ方建方ヲ認メ候モノニ御座候由右ヲ急ニ翻訳仰付ラレ候ハヾ如何ヿ有御坐哉 私聞知仕候江戸中蘭学者四十人程ハ翻訳出来候モノヿ有御坐右ノ者共ヘコノ書ヲ破巻ニシテ御渡ニ相成候ヘバ紙数二百枚モコレアルベク哉ニ覚ヘ申シ候間十余日ノ内ニハ翻訳出来仕ルベク奉存候将又極密ノ由

ニ御座候ヘハ氏宇和島族ヨリ伊東玄朴ノ塾生ニ
命セラレ船ノ打建方ノ書ヲ翻訳シセシメラル
ト承及申候右原書同物ノモノ歟ト奉存候是ハ
最早半分モ出来ニ成候哉ノ由ニ候ヘハ此次ノ
所ヲ撤藩ノ書ニテ翻訳仰付ラレ候ハヽ別シテ
早ク全備ニテ合璧ト可相合候ト奉存候
右ハ購買ノ儀モシ行ハレ難ク候ハヾケ様ニ
モ被游候テハ如何ト奉存候アイダ奉申上候

大船 造船ニ付財用之事奉申上ル

造船方ハ船制作 造船ニ付仰出上諸家板出ハ早ク勇ミ進ル早急
ヨリ出来掛リ出来ニ変ル事ハ出来ル事ハ早意
財用之不足ハ当惑ニ存ル所ニ而ハ極難ク成ル事ニ真鍮唐金ニ銀札
を作ル事
造船ニ付仰付一切ハ鋳面ニ而ハ陶器木器漆器竹
細工等ニ至ル凡ソ銅錫真鍮唐金ニ作ル程ノ器ヲ多ク制作シ諸藩
ニ相造船方ヨリ世上ニ銅器類ヲ買上ニ付欲又ハ品物ニ引替ニ
付仰付下ニ強ル怨ヲ抱ル事ハ無之ト雖ハ郷ヲ以代ル造船
少見積ニ郷ハ見或ハ大喇叭ニ代ル時ハ大ニ多ク成ル銅湯ニ鋳成
金ニ外器物ヲ作ル事ハ船具板ニ成ル事ハ出来ル事ハ
船ハ銅ヲ用ル事ハ造船ニ外銅ニ成

当時於清朝ハ此禁銅銭を以て大銭を作り又合之直隷ハ庫金を以て銀札を造
割ニ於而散布せり人、
り然れ於而ハ後ニ急用を於而往古の中一体銀札ハ数年ニ及べ不通用ニ於而往昆
雑混ニ甚ニ於て有所りさいのせさるてすニ此紙ハ書損紙と遣ひ破損紙ニ類し其
無之也右ニ改も半く見る当十年を限り此度後之ハ紙ニ致し不通用
ニ患も右所当寺ニ而銭佛器ニ於て別段此皆無之とも世上一統銅をい
論有金此禁制ニ於而紫急必用ニ武器ニ於而等を作る人よ為大出家ニ有之一
心者ら自然献上仕候儀も一の於而当先つち銭ニ而ハ制外ニ不致者も不止欲相
成之通ニ於而は是も銀札出来迄ハ諸役日数もかゝり当年を記揃として諸屋富商ニ
用重ニ申付ハ当付金銀不融通ニ於而ニ付是も此度目当ニ付其向町人
大安心仕ニ付目安を出る迄於而先如ニ為以上

但真鍮唐金ニ而銀札を作り事ハ清経世文編ニ銅鈔議之
之事より存付候其文左様に候以後ニ云其議ハ二十文銭百文銭位
之物を作る事ハ此ニ付ても当百銭ニ而きか物ニ付て私存付ハ只今之銀札
之通り来て武家位之僕ニ而文字を銀札通ニ付き事ニ付て是ハ先達而
中ニ通り大船出来之上海賊のこわき無之平生廻船ニも於而附ハ諸屋方ニ有る
此趣合図無之十年之後大船制作ニ費用ハ見込ニ付て万事之鋳銀札も
此度十年を限り申候若平生廻船ニ大船此見込ニ付て衣ハ財宝之外之字もと
見込無之て所此銀札も此先ニ於而も此無用之事と存候以上

銅鈔議

邱嘉穗

錢法之所以雍滞而不行者、非患其太簡而失之重、即患其過繁而失之軽也、要在權為母子之制、而簡以統繁、々以分簡、舛其軽重之兼行、以相為流通而已矣、善乎單穆公之言曰、民患軽則為之作重幣以行之、於是乎有母權子而行、若不堪重則多作軽而行之、亦不廢重、於是乎有子權母而行、此制錢之本意而行錢之善経也、今天下之錢、大率準於漢之五銖、唐之開元、而無前代甚軽甚重之患矣、然猶慮其勢日趨於軽而不足以為重者、以其一之僅当一釐

之用繁而不簡分而無統而子母之制不立故也竊見自漢武令諸侯王製白鹿皮為幣而後人因易以楮至宋元明三朝始有所謂交子舍子宝鈔之法皆自一貫至百千貫以代現錢之用究其為製不過取方尺之紙印文其上而即可以易數十百錢之物其費省於錢十倍而利用無疆又不啻過之顧楮之為幣也用勞而易毀紙之為物也質薄而難全而其上刊有定式皆視區々之印文以為照驗即使製造者極其工緻而偽染未幾已帰於断爛而不可以復辨上之人始不得已屢取而更造之而新陳出入之間動多詐偽抑勒不可禁止如前明行宝鈔法每一貫准錢一千銀一兩曾未及中葉而已漸軽漸減其後一貫之鈔不足以抵一二文一二釐之用竟以字跡漫滅溢恶不堪而罷蓋以累朝数百年之永利而終莫能守者蔑不由此之故易曰窮則変々則通々則久又曰神而明之存乎其人竊謂鈔法之廢也久矣苟欲其神明変通而為可久之計固不必襲楮幣之名亦不当用虛浮易爛之紙莫若取白銅之精好者銷鑄為鈔如今之錢式而稍加重大鏤以文字而曰康熙宝鈔背曰准五准十之類以至准百而止而其

中孔則別之以圓。取其内外圓通流行。錢法之義。要使内局自鑄定為一式。輕重纎毫。不容增減。以杜偽造之弊。用是雜行於散錢之中。有鈔為母以統錢之繫。有錢為子以分鈔之簡。使其虛実相生。奇偶相制。而輕重錯綜。可分可合。而卒不可乱。既不至若前明室鈔易爛之製。而又可収宋元交子舍子之用。其亦庶幾古人作軽作重之意。而足以救錢法之靡也欤。或疑三国時孫權鑄当十錢。徒有空名。吳人以為患。是不然。夫錢而当十則價值太貴而易多其不行也。固宜。今立鈔法。但自当五当十。以至当百而止。而與散錢不甚懸絶。夫何難行之有。昔周景王鑄大錢以勸農。贍不足。百姓蒙利。至劉備定蜀。鑄直百錢。猶能以此濟一時之急。而湖南馬殷行之有術。雖境内鐵錢亦可使也。要在得其人以為之耳。而於法何與焉。

抑嘗考鈔法之起原。以為錢計也。自唐憲宗時令商賈至京師。委錢給券。以軽裝趨四方。合券而取之。號曰飛錢。宋太祖置便錢務。亦許旁人投牒輸錢左藏庫。以諸州錢給之。已皆有此意。至張詠鎮蜀。患蜀人鐵錢重不便貿易。乃設質劑之法。一交一緡。以三年為界。而一換焉。後遂置益州交子務。又改為錢引務

中孔則別之以圓。取其內外圓通流行。錢法之義。要使內局自鑄定為一式。輕重纖毫。不容增減。以杜偽造之弊。用是雜行於散錢之中。有鈔為母以統錢之繫。有錢為子以分鈔之簡。使其虛實相生。奇偶相制。

元史列傳曰。有子元者。奏行交鈔。楚材曰。金章宗時。初行交鈔。與錢通行。有司以出鈔為利。收鈔為譏。謂之老鈔。至以萬貫唯易一餅。民力困竭。國用匱乏。當為鑒戒。今印造交鈔。宜不過萬錠。從之。楚材常曰。興一利。不如除一害。生一事。不如省一事。任當以班超之言。為平平耳。千古之下。自有定論。後之負譴者。方知吾言之不妄也。共邦律楚材傳

賈至京師。委錢給券。以輕裝趨四方。合券而取之。號曰飛錢。宋太祖置便錢務。亦許旁人投牒輸錢左藏庫。以諸州錢給之。已皆有此意。至張詠鎮蜀。患蜀人鐵錢重不便貿易。乃設質劑之法。一交一緡。以三年為界。而一換焉。後遂置益州交子務。又改為錢引務

而有関舍諸名。益其始也執券以取錢。其終也即以券而為錢。而沈該又有稱提之說。遇交子減價時官中自出百萬緡買之。以重其權。此皆前人行之。而已效者。假令鈔法既立兼以次而追復舊制。其於錢法之行也何有

言購舶之事書終

海防之後有僭越之罪者也不相顧愚存奉申上候

海防之後有僭越之罪者也不相顧愚存奉申上候

味方勇気引立可申歟て外地方見申候ハ、岸製之運船を造り必勝之見込ハ、を先備向先き後を定ル公辺ハ莫大之仰付申ス所

之説を承候ハ、十程之備蓄方ハ、仰付二十万石以上武艘

六十万石以上三艘廿万石以上二艘四十万石以上武艘

十艘も出来の仕其作り方仕法等ハ、別紙の書中上ル旨又豊

艦海防之外平生も航海之用ハ、改制之事節ハ莫大 国益と存候

又二十隻ハ、のみて出ハ、

一諸藩方ハ国元ハ米穀其外国産等ハ、百姓博奕之如く遍て

国立国会図書館　タイトル『堤蟻叢書』　請求記号 836-3
ガラス使用

幕府は百姓武士農家共迫て豊年おぼえてゐる

一小給から元過米から元 ゐる舟の殺 作付又は最寄諸侯の借用して出ゐる

一百姓自ら搗穀江戸へかしの便利宜敷ゐ所へ下ケ搗米求ゐ様おぼえて百姓豪富てゐる

たゐろの人々農業ゐ、ゐを下ケ搗米求ゐ様おぼえて百姓豪富てゐる

一百姓家財ち年貢借役を常武家ゐ了ゐ

一諸侯方江戸へ国産金所ゐ之おぼえ諸色ゐ柄出つ〳〵物価下直おぼえる

一船ゐ之年ゐ損ち人命夥ゐ助かりて市ゐ繁盛ゐ家ゐ多ゐ

一雑穀ゐ遠方別て西奥おぼえる

但実ゐ別ゐ多ゐ之出ゐ遠ゐ安ゐ其奥年方夥ゐ

ゐ多ゐ

一外国ゐ漂流船ゐ自ら帯ゐ相成ゐ

一酒ゐ薬ゐ新ゐ遠ゐ交ゐ倍ゐ損ゐ武家ゐ船ゐ方ゐ奥遠ゐ出ゐ

但商人ゐ荷物ゐ武家ゐ船下積ゐ敗ゐ船ゐ大苗ゐ御倍ゐ

ゐ多ゐ

一於洋中ゐ遠ゐ海産ゐ奪ゐ物ゐ恵ゐ

但武士ゐ船ゐ洋ゐ出ゐ分ゐ大砲鉄ゐ

所御取ゐ

一諸侯方参覲交代海辺ゐ領所ゐ之ゐ安ゐ倍其外ゐ国境ゐ乗船ゐ

如幕ゐ、依方三分一ゐ減ゐ雨具一切用ゐ之ゐ

を辞ゐ於船上下墨切ゐ

所ゐ

国立国会図書館　タイトル『堤蟻叢書』　請求記号 836-3

ガラス使用

一京大坂堺長崎佐渡山田駿府等遠国の役人船手往来ハ都て道中伝馬賃毎日定の分ハ勿論之郡拝領過半減有之候

一公家衆宮方市下向之節大坂ハ船手ハ都て道中之費多分ハ減ずる

但宮方ハ乗船之儀ハ格別定て船手ハ一体武家船手之儀ハ

平世之水軍調練之意味を含候儀ハ第一出家門跡ハ免之筋ハ

勿論宮家公家衆之儀ハ別格之事

一道中往来之公家衆及遠国の役人兵備度者共ハ公領私領共馳走ハ無之

之費ハ減ずる

一助郷之儀東部百姓難義仕候ハ千貫を免ずる

一道中往来ハ百姓ハ農業を営み百姓増ずる

一旅籠屋之儀ハ宿場ハ勿論其近所之者免角渡世ハ隙なれ

道中往来ハ旅籠屋ハ宿場ハ在所共渡世之者ハ一ヶ所

一道中人馬ハ房総ハ伝馬ハ人馬ハ

一諸国一方凶作之節一方豊作之国ハ格別米穀ハ

一享和ハ餓死一人も無之候

但享保癸丑西国ハ飢饉ハ餓死十七万人

人天保癸巳ハ奥羽ハ十万余ハ餓死之

市仁徳行ハ

一出歳之儀ハ敬業ハ出歳公領私領共ハ多分ハ減ずる

一武家諸役ハ優ハ御町人用金ハ仕ハ諸士ハ農商ハ差別ハ

一 凶荒お願ひ百姓町人双方凡俗買求お願ひ申上る事

一 諸国船方ハ銀を以交易仕候ゆへ金銀ハ通用の筋者お願ひ申上る事、後金銀作者ハ芸州宮島ハ伊勢ハ大和ハ堺ハ京ハ伏見ハ江戸ハ大坂ハ此ハ銀ハ直に拵き事

一 異国ハ仕方ハ傲ひ大船ハ遠洋へ乗出し銀を取ハ舟一艘漢夫十人計ハ高豊近銀一匹ハ舟数十艘漁夫ハ掛ハ其費多ハ減ハ事

但鯨捕船ハ軍船ハ制作異ハ大船ハ免ハ此船を以制造の儀仰付

一 諸国鯨ハ漁者ハ方ハ海陸ハ永方ハ仕方

一 諸藩方参覲ハ祝儀ハ献上ハ拝領ハ品物ハ献上ハ仰付其品ハ用ハ

時ハ備色ハ買上ハ事

但ハ買上ハ減方ハ御下ハ

一 女犯ハ出家ハ改制ハ還俗ハ上舟方ハ仰付年数を限り免ハ遠島ハ

農業ハ減ハ事

但出家女犯ハ俗人ハ妻女ハ姦淫ハ重科ハ出家ハ僧侶等ハ

ハ仏戒ハ行ハ重く刑ハ天下ハ農業ハ定ハ於ハ寛大ハ定ハ生

ハ之ハ法ハ定ハ農ハ還俗ハ上年数を限り役ハ刑名ハ用ハ

一 天文地理測量学問仕候士ハ人ハ人数ハ学問ハ南蛮ハ我ハ出ハ事

ハ及唯法ハ自在ハ御成ハ事ハ上ハ

国立国会図書館　タイトル『堤蟻叢書』　請求記号 836-3
ガラス使用

一 士官庶共自然水練巧者ニ成申候事

但天文地理ニ通ジ水練ニ術ヲ追ハ其当職ニ成ル士共ハ勿論者共ニ成ル

安航海ニ元寇ヲ防ク者ニ諸藩ニ多ク成ル事ニ付テ別ニ定ケ私ニ成ル事ノ如シ

一 小笠原島開発ノ事

但ハ開方仕法ハ別紙ノ如シ

一 四国紀州辺ニ者是迄小笠原島ヘ漂流ス船ハ諸藩ニ多ク者ニ成ル

由ニ付此島開発ノ上ハ漂流人雇者ヲ免ル

右ニ付公私共ニ利益ノ如キ十年ニ満ス軍船新製ニ以用度ニ成体

白国ハ四面海ニ囲ル故ニ却テ航海ニ術ニ暗ク水軍ニ備ル事ニ成ル

勇ニ富ル士ニ多ク出ル故ニ海ヲ受ル者軍竟大船ノ制禁ニ成ル故ニ軍法ハ時勢ニ

因テ之ニ準ス可申ハ勿論ニ出ル事ニ付格別之

度ヲ以後私ニ軍ニ奉務ル以上

当勇ヲ以ル其長ハ前ニ記

軍艦之儀終

防春或問

問テ曰海賊ヲ防ニハ我レ西洋製ノ軍艦ヲ以テ邊ヲヘキハ勿論上策ナレ𪜈今焚眉ノ急ニ臨テ戦船ナケレハ詮方ナシ然ハ安国ニテ嘆夷ヲ却ケタル策ノ如ク商漁船数十百艘ヲ糾合シテ四面囲繞シ更番迭ニ進ムノ故智用ユヘキヤ答テ曰可也土佐ニ横田源作ト云士アリ彼国ニテイサハト云ヘル船百石二百石位ナルニ叢米屋ノ米叢墨ノ如キ物ヲ船ニ仕掛大砲ヲ釣テ打ニ舟モ損セスシテヨク打ル、モノト云リ津山ニ上

原六郎左エ門アリ是モ小舟ニテ大砲ヲ放ツニ
舷ニカケスレテウツ時ハ舟ノ損スルヿナシト
云リケ様ノ者ヲ召シ近海ニテ日〻船軍ノ調練
アリタキヿ也但シ近海ノ漁夫ハ戦場ニ臨マハ
忽逃去ヘキ間房総間ノ漁夫ヲ発遣スベシ下総
銚子飯岡ニ地引舟方五千人斗上総九十九里ノ
間ニ地引舟三百艘漁夫九千人斗又上総大東崎
ヨリ房州勝浦辺ニ地引舟六百艘舟子一万七千
人モアリトキク此辺ノ者ハ命知ラスノ者多ト
云リ其内ニテ壮者ヲ択ミ賞ヲ懸テ用ニ立ヘシ

此六郎左エ門ハズクニテ大炮ヲ鋳ルヿヲ工夫
シテ数々試ミタル由ヲ云リ総テ奇材異能ノ士
ヲ精ク擇ミ廣ク求メ江戸ヘ召シ執改方御逢モ
有テ下問ヲ蚤シ五ヲ様ニ有度モノ也暫ク予カ
聞クトコロノ士ヲ数レハ田原藩ノ村上貞平大
坂ノ坂本鉉之助本多為助ハ炮術ニ長シ肥後ノ
鹿子木謙之助ハ工作ノ妙ニ巧思アル者ト云
リ

問テ曰房州大房崎相州猿島辺ノ墓場大抵高シ
ト兼ル夷賊ヲ防クニハ船ノ横腹水際ノ處シ打

技業ヲ書一トストキケリ高キハ無益ナルヘシ
如何曰然リ侍聞杜児格ノ砲臺舊皆高處ニアリ
我文化五年彼カ一千八百七年ニ当テ英夷其畏
ルニ足ラサルヲ知テ攻入ケレハ土人大煩ヲ発
スト雖功ナシ於是国王大ニ悔恨シ新ニ魯斉亜
ヨリ兵学ニ達シタル者ヲ募リ處々ニ堡寨ヲ築
キ砲臺ヲ改造シ其矢眼ハ大約平地ニシテ彈丸
水面ヲ爆射スル程ニナシタリト也英吉利ノ海
岸ニハ地ヲ堀テ大砲ヲ仕掛タリトヽリ猿島切
岸ノ岩ナル故已ムヿヲ得スシテ高シト雖モ岩

ヲ切下ケ度モノ也扨又西洋兵書ニ海岸ノ禦炮
ハ廿四ホントヨリ軽キハ用ユベカラストアリ
当今相房ノ炮臺四貫目以下ノ筒アリトキケリ
無益ノモノ也総テ平旦ノ誓古ニ賊船ノ享サ位
ノ木ニ鉄並チヤンヲ掛テ町数共ニ多メシスベ
シ
問テ曰富津猿島深田中里ハ最モ緊要ノ処ナル
ニ今迄ノ砲臺ハ富津ト猿島東南岸上斗ニテ猿
島ノ西北岸ト深田中里トニ於テ砲備ナシ前ニ
備テ後ニ備ルヿヲ知ラズ奈何ナルヿニヤ曰右

ノ四ケ処ハハナホント位ノ大炮ヲ数挺置キ砲
チノミナラズ倔強ノ壮士ヲ択テ守兵ニ置スレ
ド蒸気船数艘ヲ以テ賊迅速ニ乗込ム時ハ狙ヒ
中ルヿ覚束ナシ筏ヲ以テ富津ヨリ猿島東南岸
同西北ヨリ深田中里マテニ三里ニ張リ切リ度
モノ也筏ヲ以テ必ス止ルニ足ト云ニ非ス迅急
ノ船ヲ暫ク留メ岸砲ノ準的ヲトルタメ也
問テ曰清ノ鴉片乱ノ時陳化成呉淞ヲ守ルニ土
城ヲ築クヿ二十余里大砲六十位ヲ置文化中魯
西亜松前ニ寇セシ時船ヨリ放ツ大砲土手ニ障
ヘラレ残念ナル由彼国人ノ書見エタリシカレ
ハ江戸ノ岸防品川辺ヨリ下総行徳辺迄海ヲ埋
テ大堤ヲ築キ度モノ也此事ハ多ク建議ノ者ア
ル由ヲ聞ケリ然ルニ何ノ様モナキヿハ如何
曰土城ヲ築クヿ是非有度モノ也モシ海ヲ埋ム
ル大造作ニテ廷議猶豫アルナレハ品川ヨリ深
川迄ノ町家ヲ取拂其跡ニ堤ヲ築クヘシ扨土手
ノ築方ハ表ヲ土内ヲ沙スルすハ弾丸ヲナヤ
スモノト云リ或ハ又品川辺ヨリ深川辺ノ海中
ニ水寨ヲ三重ニ立ル策ヲ建白スルモノ有ト聞

国立国会図書館　タイトル『堤蟻叢書』 請求記号 836-3
ガラス使用

ノ四ケ処ハハナホント位ノ大炮ヲ数挺置キ砲
チノミナラズ倔強ノ壮士ヲ択テ守兵ニ置スレ
尤蒸気船数艘ヲ以テ賊迅速ニ来辺ム時ハ狙ヒ
中ルヿ覚束ナシ筏ヲ以テ富津ヨリ猿島東南岸
同西北ヨリ深田中里マテ二三里ニ張リ切リ度
ニ非ス迅急
メメ也
ノ守ルニ土
直文化中魯
土手ニ障

ル由ヲ聞ケリ然ルニ何ノ模様モナキヿハ如何
曰土城ヲ築クヿ是非有度モノ也モシ海ヲ埋ム
ル大造作ニテ廷議猶豫アルナレハ品川ヨリ深
川迄ノ町家ヲ取拂其跡ニ堤ヲ築クヘシ扨土手
ノ築方ハ表ヲ土内ヲ沙スルヿハ弾丸ヲナヤ
スモノト云リ或ハ又品川辺ヨリ深川辺ノ海中
ニ水寨ヲ三重ニ立ル策ヲ建白スルモノ有ト聞

経度記入済
誤ス

国立国会図書館　タイトル『堤蟻叢書』　請求記号 836-3
ガラス使用　挟み込み物

リ是亦良策ナリニツノ内一ツナリ共速ニ取掛
リ度事也
財用ノ不足何如スヘキ曰三都ヲ始大廈ノ商賈
ニ御用金被仰付ヘシ若裏敵ノ恐アラハ後来事
定タル上ニ鋳造シテ錫ハルベシ　大府貨弊ノ
常額金銀銅各千万両ト定メラレ夫ヨリ余計ニ
鋳サルヿト聞リ然トモ此度ノヿ開闢以来ノ大
厄運ナレハ常法ニ泥ミ玉フヘキニ非ス根本ハ
右之通ニ定メラレ宮方ヨリ御借用ニナリ且又
高徳ノ僧人ノ信仰アル者ヨリ善ク諭シ諸寺院
感服シテ御用ヲ辨シ度旨自ラ願出ル様ニ御慮
置アリタキヿ也扨其貨財ヲ夥敷大小名ヘ分賜
拜借被仰付ルベシ
士気不振奈何スベキ曰是　廟議陽ニ戦形ヲ示
シテ陰ニ和ラ主トセラルヽ故也　ハ事ノ賊ナ
リ断シテ敢テ行ヘハ鬼神モ之ヲ避ク万石以上
ハ其主人ニ重役番頭物頭迄万石以下ハ其主人
マテノ登城仰付ラレ候恐　公方様御目通仰付
ラレ扨仰出サルヘキハ華盛頓ノヿ剖判以来ノ
大厄ニテ独徳川家ノ御安危ノミニ非ス征夷将

軍ノ職ニ仕セラレナカラ天照皇以来ノ御邦ニ
汚辱ヲ掛サセラレテハ済セラレサル訳ナレハ
君臣上下同心合体シテ死カヲ出シ　皇国ヲ守
リ候様頼ミ思召トコロ也　天朝ノ屏ハ国君邑
主国君邑主ノ屏ハ番頭物頭等諸頭ノ屏ハ士雑
兵共ナレハ　天照皇ノ為ニ一命ヲ捨ル覚悟ハ貴
賤ノ差別アルベカラス因テハ陪臣士卒ニ至マ
テ御目通ノ上御意ヲ掛サセラレ度ホトノ思召
ナレ氏勢尤ハナリ難シ因テ其主人ト頭分ノ者
ニ仰渡サル退テ下々ニ至迄申シ含ムベシ功労

忠節ノ次第ニ因テハ御聞ニ達スルヿハ勿論功
アル者ハ御意ヲ以テ賞アルベシ節ニ死スル者
ハ厚ク其家ヲ恤マシムヘシ其姓名ハ一々
天朝ニ奏聞シ伊勢　神廟ヘ読上ケシムヘシト
如是アリテ其上ニ前条ノ通ノ拝借金ヲ以テ士
卒ニ厚手当ヲ與ルすハ士氣十倍スベシ
向テ曰麾下ノ士武備ニ疎ク諸侯ノ氏番頭始メ
其人ヲ得サル者多シト聞ケリ如何シテ可ナル
ヘキ曰麾下ヲ振フハ諸番頭小普請支配等ノ任
也其頭タル者ヲ擇ムハ挑改参改ノ鑒識方寸ニ

国立国会図書館　タイトル『堤蟻叢書』 請求記号 836-3
ガラス使用

有ラナレハ御新故ノカトヲ以テ公平ニ精選シテ進退黜陟アラセラレ度ラ也諸侯ノ臣ニ至テハ番頭番頭物頭奉行ノ分ヲ大城ニ於テ或ハ副将軍或ハ執政或ハ参政或ハ御目付ナトノ前ニ召サレ叔軍畧ノ儀ハ臨機應軌ナレモ防備之策前以テ論究セスニハアルヘカラス假令ハ舟戦ハ何如様ノ手段ニ致スヘキ哉岸防ハ何如イタス可ヤ陸戦ハ何如ノ手段宜シカルヤ何レモ御安心ノタメ其戦格ノ見込心得ノ處可申聞ナト、仰渡シ出格ノ譯ヲ以テ膝ニ造テ評議ヲ悉スヨウ命セラレハ其主人家ニ於テ各別ニオヲ擇ムベシ

国初ニハ麾下ノ士ヲ以テ軍機ヲ大諸侯ヘ仰下サレ手足ヲ使フカ如クアリタレモ是ハ其頃麾下ノ士皆千錬百鍛ノ武辺功者ニテ馳引囮ニ当リ且　神君ノ御命令ナレハ行届タル也今ニ至テハ浦賀奉行ノ命令ナト急度変ニ臨テハ四家ヲ始諸侯服従セサル方有ヘシ既ニ弘化丙午ホストン船ノ時忍侯ノ臣和田某一柳君ノ指揮ニ服セサルニテ知ヘシ因テハ当冬ノ内ヨリ執

政参政各一方ツヽ浦賀へ出張セラレ万事御取扱有度ヿ也若戦争ニ及ヒタルすハ浦賀表先軍ノ総監トナラセラレハ命令一致シテ軍機ヲ失ハサル様ニ可成也去年和蘭ノ扨事ヨリ政府ヘ呈書セシニ長崎奉行ヨリ此書簡返書ノ入ヿナレハ受取マシ返簡ナクテ宜シクハ請取置ヘシトアリケレハ假令御返書ナサレズトモ我国ヨリ悉テ悉ス處達シ度心底ナル故差上ヘシトテ出セリ扨其趣ハ先年我国王ヨリ御忠告申上タル節向後再ヒ信ヲ通スルヿ勿レト命セラレタレ氏眼前貴国ニ禍ノフリ降ヨウノヿ起ルヘケレハ　權現様以来御国恩ヲ蒙リナカラ申上サルヿ天ニ對テ不相済道理ト存シ再ヒ聽ヲ潰ス也此度差出ス甲比丹ハ当国ニテ裁判役ヲモ勤ノ器量有者ナレハ擇テ差出シ候委敷ヿハ此者ヘ尋ヌヘシト有テ一通ノヿニテ扨遣ニ成居メリ扨此度合衆国ノ書翰和解済タル跡ニテ孰改方思ヒニ出サレタルヿト見ヘ去年和蘭扨事ヨリノ書ヲ和解セシメラレタル処頗意味有ヿトナリ一体改府ニテ殊ノ外蘭人ヲ疑セラル、ニ

様子ナレモ兎モ角モ甲比丹シ召サレ執改方御
達モ有テ其忠告ノ厚意ヲ謝セラレ禮ヲ畢クシ
テ問セ玉フ様有度ク也左スレハ其顔ヲ察シ其
眸子ヲ視其言ヲ聽テ義理事情ヲ以テ折衷スル
時ハ其誠伪是非自ラ知ベシ島原ノ時蘭人ニ攻
城ヲモ命セラレタル程ノフナレハ御内ノ者同
様海防筋御垂問有テ品ニ寄テハ合衆国ノ船ヘ
説客遣ハシ度モノ也

一合衆国ノ意何方ヘテ先ツ交易ニ望ムヿ勿論主
意ナレモ容易ニ御聞濟有マシキヲ考ヘ国王ノ
書簡ハ耳ロヲ以テ喩シ使臣ノ上書ハコワ
ヲモタセテ虚喝セリ然レモ他国ニ請フ有テ承
知ナキトテ兵ヲ動スヿハ無道ノ至ナレハ万国
ニ對シテモ無法ノ師ハ遠慮アルヘケレハ唯交
易御聞濟ナキトテ卒忽ニハ合戦ヲ仕掛マシ既
ニ近年北亜墨利加ヨリ運運ヘ互市ヲ乞シニ承
知ナカリシモ直ニ兵ヲ起スヿモキカス此方ヲ
処置ノ内何方無理ナルヿアレハ夫ヲ名トシテ
爭鬪ニ及ヒ我是ヲ恐テ和ヲ請フニ至リ交易ノ
ヿ十分ニ達セントスル巧ミナルヘシ然レハ此

方兵端ヲ開カサル様随分寛厚ノ御処置アリ度
也彼カ国書ニ我邦漂流人ヲ怜マサルヿヲ云タ
ルハ仁義ヲ名トスル処一應尤ノヿナレハ一体
我邦異船ヲ見ルヿハ打拂ト云ヿハ天正ノ頃ノ
西洋人妖教ヲ以テ我辺氏ヲ惑ハシ又寛永年中
波児杜尾爾我カ漂民ヲ殺シタルヿヨリ異国船
ヲ仇視スルヿモアリタレモ其頃ハ西洋ノ地理
一向ニワカラサル時分ニテ黒船ト見ルトキハ
賊心アル者ト視タルヿ也近来ニ至テハ西洋学
モ開ケ万国船印衣服之制マテモ分リタルヿ故

万国ヲ一切仇視スルニ非ス其上此度統領モ有
タル上ハ其国ノ難船漂民ハ随分憐恤ヲ加フヘ
シ此趣篤ト仰諭サレ因テハ先年ヨリ我紀伊土
佐阿波等ノ民其国ニ漂流シタル者共ノ保護ノ
上送リ返サレタル御接物之御心持ヲ以テ尊ク
贈遺アラセラレ扱御返簡ニハ其書簡ニ我国ノ
万国ト交易ヲセサルヿヲ古今変ノ勢ヲ知ラズ
トイヘモ未タ国土国制ノ異同有ヿヲ察セサル
故也我国小ナリトイヘモ五穀百物自ラ生民ヲ
育スルニ足リ外国ニ求ムルニ及ハズ且人民衣

国立国会図書館　タイトル『堤蟻叢書』　請求記号 836-3
ガラス使用

服等質樸シ尚テ西洋ナトノ華麗ノ物ヲ好マス
若交易ノ道廣マリ外国華美ノ衣帛珍品多ケレ
ハ風俗驕奢移リ産ヲ失フニ至ルヘシ因テ一国
ノ政衣食住皆国産ノ物ニテ生ヲ安スルヲ主意
トナス其書中ニヨレハ三百年前ハ貧陋ノ国ト
アレハ自然土産不足ノ処ヨリ廣ク互市スル風
ト見ヘタリ是国土ノ異ナル也我国ハ封縣其国
ハ郡縣也我国ハ山川ヲ峯テ宝貨ヲ生スル処ヽ
テ諸侯ニ賜フフニテ大君ト雖モ私領ノ物ヲ徴
戦スヘカラサル者アリ既ニ其邦懇望ノ石炭ハ
多ク諸侯ノ私領ニ生ス大君ノ公領ニ於テハ然
ラス是国制ノ異ナルナリ此国土国制ノ異ナル
ヲ以テ交易ヲ為サルカ我邦ニ於テハ万民安寧
ノ基也其国モ今ハ諸侯ト通商シテ富饒トアレ
ハ我一小邦ト通セス事足ルベシ且未翰中ニ
合衆国規矩嚴ニ各官別国ノ改禮ヲ抻管スルヲ
禁ストイハスヤツラヽヽ世情ヲ考ルニ我国ノ
民ハ鯨肉ヲ食ス其国ノ人ハ鯨油ヲ用ヒテ肉ヲ
食セス其国ノ人ハ毛布ヲ好ム我国ノ民ハ毛布
ヲ服スレハ疾病ヲ生ス万事カクノ如ク民性ノ

相違アレハ好シ結テ却テ釁端ヲ啓クヿモアル
ヘシ海路ヲ以テ言ヘハ鄰国ト云ヘヒ九十余度
モ隔遠シテ性情好尚氷炭相及スルカ如クナル
ニ強テ通セントスルト別国ノ政礼ヲ管柿スル
ナラスヤ但シ其国ノ漂民ハ憐恤ヲ加ヘタル上
蘭人ニ白シテ返スベシ我国ノ漂民モ亦幸ニ蘭
人ニ付シテ返サレヨト大畧如此御返翰ニ仰諭
サレタキヿ也

一 江戸表ニ於テ諸侯自分ニ心付囲穀スル処モア
ルヒ未タ油断ノ処アリ又志アリテモ行届カサ
ル處アリ前段ニ云フ通夥シク拝借金ヲ仰付ラ
レ扱第一ニ囲米スヘキ旨国君邑君共ニ命令ア
ルベシ就夫西洋製ノ大艦タトヒ明春ノ戦ニ及
ハサル迚モ製造アリタキモノ也薩州ニハ琉球
大炮船トイフモノ出来タル由又鍋島家ニテ堅
船出来タレヒ頗叶ハサルユヘ牧メ置タリトイ
ヘリ此節速ニ先年ノ願ヲ御聞済アリテ両家ニ
命セラレ軍艦制作アリテ無事ノ日ハ囲船ニ用

国立国会図書館　タイトル『堤蟻叢書』　請求記号 836-3
ガラス使用

ヒサセラレタキモノ也蘭人ニ命セラレ軍艦蒸氣船ヲ御用ニナル趣ハ側ニ承リタレ𪜈願クハ大勇断ヲ以テ廿三四間ノ軍船五十艘蒸氣船五艘モ御需メニ成度ナリ

一

此度魯西亜願ノ趣的知スベカラズトイヘ𪜈想清ノ英夷乱ノ時佛郎西ヨリ天朝ヲ幇助セント願ヨウノ了ナルベシ其内情ハ兎モアレ其願フ言ニ取附軍船御買上ノ御頼ミニナリタキモノ也尤前条ノ通蘭人モ命セラレタラハ贄物ノヨウナレ𪜈何レニモ一日モ早ク辨スル方ヨロシク且苍説ノ通ニテハ蘭人ニ命セラレタル船数モ多カラサル由ナレハ前条ニ言フ如ク寡ク𪜈軍船五十艘蒸氣船五艘ハ是非コレアリ度モノ也爪哇ノ属島ニ「オンリユスサヘエイランド」トイフ島アリテ軍船ヲ造テ賣出ス由ナレバ蘭人モ魯西亜モソノ処ヘ行テ求ムルナラハ其船ニ我邦人儒者蘭学者砲術家天文方筭家画図師船頭船匠共ヲ数十百人付テ遣ハサレ往返共ニ船中大砲ノ取廻シ帆ノカケハヅシ楫ノトリヤウ抔急速ニ昼夜稽古シタキモノナリ長崎ヨリ

爪哇マテ千六七百里ナレハ九月発帆シテナニ
月ニハ帰ニナルベキナレハ可ナリ来春ノ間ニ
逢ベシ且魯西亜ヘ命セラレ一艘ニ付武夫船頭
等数人カリ置カセラレヨウニ有度モノ也右異
船ニ附添テ行者ハ忠勇無欲ニ非レハ往返ノ間
急ニ稽古スル励アルマシ故ニ廣ク募リ自ラ願
テ行ク者ヲ求メラルヘシ
聖武記ニ礮ヲ造ルハ礮ヲ購ルニシカズ舟ヲ
造ルハ舟ヲ購ルニ不如西洋各国ノ夷敵粤東
ニヒサクモノアリ新嘉坡ニ鬻クモノアリ孟
邁孟加臘ニ鬻クモノアリ右新嘉坡ノ類ハ亜
細亜ノ南海ナルヘシ扨砲モ賣ル処アレバ軍
船ニ砲ヲ添ヘ崑崙奴マテモ御買上ニ成リ度
モノ也

一倹約ノ仰出ハ既ニアレ共身ヲ以テ令スル者ハ
従フ言ヲ以テ令スル者ハ従ハザル道理的然ナ
レハ尤恐悚ノ至ナレ共　大府御奥向ヨリ弟
一宮女ヲ減セラレ萬事大節倹ヲ示シ給ヒ諸侯
参覲等ノ献上物并ニ執改方等ヘノ贈物ヲ一切
減省仰出サレ度ノ也

一西国辺ハ西洋流ノ砲術頗ル開ケタル由ナレ氏
北陸奥羽ノ方ハ絶テ開ケズ米沢ハ格別ノ武国
ナレ氏西洋新流ニ至テハ一人モ学フモノナシ
仙臺ノ大藩ニテ高島流ヲ学ヒ得タル者ハ庄倉
ノ家来ニ一人アルノミコレ予カ四年前ニ藩ニ
游ヒタル時迫ノ口也庄内ハサシ大炮モ出来タ
ル由佐竹津軽ハサラニシラス南部ハ民心穏ナ
ラス上下困迫ノ体ナレハ海防之備ハ思ヒモヨ
ラス扨当時浦賀ノ防斗ニ心ヲ専ニスレ氏前門
ノ虎後門ノ狼但ニ慮ラスハアルベカラス何卒

奥羽北陸ノ諸侯ヘ格別ニ命令有テ大砲ノ鋳立
アリタキ也総テ諸侯ヨリ筒数ノ届ノミ有テ丸
薬ノ届ナシ頃日聞ク大炮ハ鋳タレ氏玉薬ノ用
意至テ少ナキ処アリ甚ニ至テハ筒ノ鋳立ナル
タケ下直ニ申付ユヘエ人ヨリ忽チ破ルベキ旨
断ルトイヘ氏若シカラズトテ申付ル処アリト
ナリ以後諸侯ヨリ大砲ヲ届出タラハ役人ヲ遣
ハサレ点検シテ試発セシメ并ニ玉薬ノ吟味マ
テ有度モノナリ
一清朝ヲ明ノ遺亂ト号セシ者ト英夷一斉ニナリ

大半陥没セシ由左スレバ近年ノ間ニ清国モ已
フヘキト思ハル就テハ是迫清銅商ノ交易停止
仰出サレタキモノ也銅ヲ外国ヘ出ス害ハ先儒
多ク論シタル通ナレハ更ニ論スルニ不及愈清
亡タル時ハ英夷ハ定メテ江南ヲ分チ取ベシ其
時ハ前朝ノ仕来ト号シテ寧波乍浦辺ノ銅商ヲ
英夷ヨリ差向ル時ハ猶更大患也但書籍ト藥品
御入用ナラハ向後琉球ヨリ御用ニ成テモ宜シ
カルベシ或ハ又前条ノ通西洋製ノ大船デキタ
ル上ハ明ノ遺亂ノ領国ノ地方ヘ後年船ヲ向ラ
レ交易アリテモ可ナラン何レニモ銅ヲ停メ英
夷ヲ遠ケズンハアルベカラズ

一十万石以上ノ諸侯ナレバ在江戸ノ人数ニテ一
千限ノ軍隊モ立ツベケレモ五六万石以下ニテ
ハ一手切ノ備ハ立カタシ因テ相組仰付ラレタ
キモノ也尤万石以下ニテモ交代寄合ナト五六
千石以上ハ諸侯ト組合テモ宜シカルベシ且又
舟代ニテ向フカ海岸ニ固ムルカ何方ニ向フト
イフトモ預メ命令アリタキ也総テ号令一致シ
テ手筈前以テ整ハザルハ軍ハテキサル故組合

備場ノ了ハ当秋ノ内ヨリ御下知アリタキ者也
尤モ是ハ芝高輪築地深川巴上屋敷ノアル処ヲ
以テ言也去ル六月ノ命令ニテハ早鐘ノ相図ヲ
聞其主人ハ登城シ人数ハ屋敷ニ揃ヘ置ベシト
斗ニテ委細ノ了ハワカリヌル也

一 去ル六月ノ市令ニテハ早鐘鳴タル節町火消ノ
分ハ一組ニ組位ツヽ此処彼処ニ屯スヨウトア
レ氏火起リタル時ハ速ニ消防スベキナレバ假
令ハめ組三百人ナレハ二三十人宛分テ十処程
ニ屯シは組八百人ナレハ分テ二十処ニモ屯ス
トイフヨウニ小分ヲ成テ一町ニ一屯位ニナシ
タキモノ也尤髪結湯屋ノ小者蕎麦屋ノカツギ
ト唱フルモノ抔モ町火消ノ中ニ組入ベシ又盗
賊改火事場見廻等ハ加役ヲ壇什伍ヲ定メチ分
ラナシ無油断廻リ火附又ハ盗賊ヲ見付次第切
捨ニスベシコノ盗賊改役ト火消ノ者ハ戦隊ニ
アツカラズ其一職ヲ専ニスベシ賊ヨリ焼玉ヲ
打込タルトキハ薦ヲ沈ニヒタシ覆テ防クヿアレ
ハ平生火消道具ノ外ニ用意スベキ品ヲ町奉行
ヨリ預ノ示教ノ令ヲ下サルヘシ

国立国会図書館　タイトル『堤蟻叢書』 請求記号 836-3
ガラス使用

一矇目ノ分ハ山ノ手ニ住居ラウツサセ乞食ハ盡
リ故郷ヘ返ラシメ織多ハ近郊ニ迯ラシメ大森
板橋千住四谷処々ノ入口ニ假ノ御番所ヲ建ラ
レ守兵ヲ置カルベシ乞食織多ノ類ハ兵火ノ中
ニ賊ラナス恐アレハ也矇目ハ踏殺サル、ヲ怜
ム也御番所ハ近国ノ悪黨乱ニ乗シテ入込ムヲ
慮也
去ル六月ノ令ニテハ夷船内海ヘ乗込タル節ノ
相図早鐘ト云フナレ氏鼓ハ陽声金ハ陰声ノ訳
ヲ以テ鼓進金退ハ古今ノ定格ナルニ是ニ反ス
ル時ハ兵家不吉ノ兆ニテ勇士ノ英氣ニ障ルベ
ケレハ此後ハ二柏子ノ大鼓ト定メ諸邸火見櫓
ニモ目モシクハ小太鼓ヲ置テハ代洲岸ノ大鼓
ヲ続ベシ軍事アル内ハ火事ノ相図ハ半鐘ノ打
方ニ起リ鎮火ト品ヲ分テ定メ置ナハ妨ナカル
ベシ
軍起ルトキハ東海道ノ往来別シテ滞リナキ様ナ
ケレハ不叶フ也因テハ大堰河歩渡ハ止メテ舟
渡ニシタキモノ也一体大堰河ニ舟渡ヲ禁スル
フハ駿河亜相公ノフニ付駿府御要害ノ為ト云

フヨリ起タル由コレニ依テ舟渡ノ厂屢言建ル者アリテモ御采用ナシト聞及リ今外患ノ時ニ当テ古事ニ拘リ玉フベキニ非ス渡場ノ人足ハ移シテ房総ノ役夫ニ供セラルヘシ

越後七奇ノ内ナルクサウヅト唱ルモノ本州ニ云トコロノ石油ノ類也火ツクサハ水ニ入テモ滅サルモノトイヘリ又徳利様ノモノニ納レ一寸ト火ヲ点シテ蓋ヲ固クシ又蓋ヲトリタル時忽チ火燃ルトヱリ此ヲ陶器ナトニ入レ水練ノ者ニ持セ賊船ニ近ツキ砲窓ヨリ抛コミ又ハ舟筏ニテ漕寄石弾ヨウノ道具ニテ賊船ヘ打込ス ハ器ハ砕テ油流レテ火燃ヘシ陸戦ニハ大ナル龍吐水ノヨウナル物ヲ作リ賊兵ニソヽキ焼打ニスヘシ一体越後ニハ隨分沢山アルモノナレ共土人秘蔵シテ他国ヘ出スヿヲ好ズト聞リ官ヨリ御理解アリテ取寄給フヨウ有度モノ也

但シ灰ヲカケレハ火滅スト聞リ味方ハ灰ヲ用意スベシ

武田家ノ軍律ニ芝居ヲ踏固ムルヲ勝ト定ムルヿ尤至極ノ厂也 今夷賊ト戦フニ及テ彼砲術ニ

精シケレハ始ノ程ハ味方ウタルヽ者多カルベ
ケレモ隊將タル者自分命ノ有ン限リハ假令士
卒盡ク死スルモ我カ牀几ヲ居タル所ハ一寸モ
不動ト決定スル時ハ友崩見崩抔ト云フハ決シ
テ無フニテ一隊盡ク死スルモ一隊其間ニツケ
入テ諸ノ合戰ヲナス時ハ多クハ切崩スヘシ併
カラ如是之居ラ踏固ムルフハ永禄天正戰国ノ
間ニ於テモ雖シトスル処ニテ独武田氏ノ兵ノ
ミ士大將ハ討死シテモ被官ノ者踏留リ盛返シ
タルフアル程ノフナレハ今日二百年太平ニ狃
ル、懦夫ニ責ヘキニ非ス然レモ將タル者ハ何
方迄モ信玄ノ家法目的トシタキモノ也シカレ
ハ強將之下ニ自ラ弱兵ナカルヘシ
手詰ノ決戰ニ至テハ上杉家ノ軍法ヲ手本ト成
タキモノ也謙信ノ軍法ニ野刀ヲ用テ一隊ヲナ
ス者アリト聞リ夷賊ハ甲冑シ被ラス剣筒ハ撃
刺至テ不便利ナルモノナレハ我長刀ヲ以テ薙
拂フ寸ハ一刀両断ノ業モ出来テ至テ烈シキ勝
負ナルヘシ若槍ヲ用ユルナラハ大身十文字片
鎬笹葉形等ハヨケレモ椎実形三角剣形等ノ堅

国立国会図書館　タイトル『堤蟻叢書』　請求記号 836-3
ガラス使用

物通シハ胡物ニ向テハ無益也余嘗テ人ヲ送ル
序アリ其畧ニ云某好兵於古今名將最欽越侯謙
信以世之録其事者未悉也博蒐旁討將精揮而審
定之未謀於余々謂此書成必益於天下方今辺有
夷警士卒建籌策而策之適於用者鮮矣若所越侯
其人焉則夷不足患也人之患於夷者以其精於砲
與水戦也然寇果未其戦不独在海也必將登陸既
登陸矣必將將短兵接戦也短兵既接矣將士賊拳
縱横馳突能如越人則以我鋸刀斫彼皮服如拉枯
振筴也必矣凡用兵之道莫若用長以当短而短兵
接戦者我之所尤長而彼之所最短也吾聞越軍之
法有用麻扎刀以成一隊者蓋兵之迅疾者砲不若
槍々不若刀以甲之悍卒堅陣越人鉄騎提刀衝突
向麾下螺槍隊不能禦之以此當夷何翅鵰之擊雀
故曰禦虜之術莫法越軍之若也則子之此著其有
益乎辺務不亦大乎云
馬ハ船ヨリ上ル時ハ蹄スクンテ三時ノ間ハ用
立サル由故ニ夷船ニ馬ヲ載来ルヿヲ不聞清英
鴉片乱ノヿヲ考テ知ベシ
前条ニ云如ク我長ヲ用テ彼ノ短ニ当ルヲ要策

トスルハ地勢ニヨリ我正兵ヲ以テ賊ノ前ニ
当リ騎兵ヲ以テ　合或ハ後ヨリ駈敗ルヘシ
ノ時ハ国初ノ時仙臺庁倉カナシタル如リ馬上
ノ兵短筒ヲ手ニシ一族ノ下ヨリ急ニ乗入ベシ
当時諸侯ノ邸中馬至テ少ナルユヘ台命有テ国
元ヨリ馬ヲ呼寄スル様有度ヿ也

甲寅季秋念二燈下ニ写

五年
代旗下士上問老書

北亜墨利加合衆國ヲ始メ諸国家ニテ一方ヲ守ル
者ハ常ニ武備ヲ厳ニシ各府藩ヲ十分ニ堅ムル
ヿハ法ニ定ル所ニ候ヘ共私別段ニ仮ニ兵ヲ
常ニ多ク多額ニ費ヲ徳ニ存ス此度ニ限リ特ニ
命ニ付テ天下ノ比ル私安危ハ此一ニ在テ方今新ニ成業ノ
ヿ多ク為ニ変事ヲ防ク所ニ対シ此節新ニ設ケ
去歳度々御ヲ新ニ為ニ成業ノ時勢ヲ
計リ之ヲ設ケ心配ヲ此節ニ新ニ設ケ
ヨリ中ニ全ク虚喝ニ様ニ中ニ接種

と我海軍と絶交するに至る任を負ふ所以なり
為西国に為ること能はざる先年魯西亜と使節「サノット」の例もあ
さて是非一戦仕て見ん必定と申て何事人気荒るるも中会する所
より軍艦進て第一番に大合戦いたし、其方ども不仕合
虚を伺ひ和睦と云ふ名目十分に成事易と
ハ、なれば上方ハ、蒙古と申すとも和睦と云ふ事
第一番に支ん武備十分と申さるるハ、当時は如何様
之を深
武備衰廃の風情弱き事無く備事能く
ハ軍艦を防禦と御手当兵法攻撃と御防禦と

御申立て之を防禦仕る
外彼と隣国ハ、不得已と云ふ事も上陸を
け数十艘と並気船を仕方に
掠奪
魯西亜人
日本紀行と題して日本を攻めん
し形と大国を挑動し諸方に
生ずる事第一定る亜墨利加人
と島と云ふ従来国名無き
一孤島なれ共ハ第一番に
罪人と為る事を彼と
御申立て

又一大事ニ成シ出浦等ニ出産場一ケ所ニ成ル也手代ハ
ツ〻年ニ出ル代ニ口銀壱分宛毎年出浦帯一ケ所ニ
浦等ニ成ル事ハ出ル命中ハ殖産方ニ成ル事ハ
世界ニ出シ大部金ニ成ル而ハ家ニ成ル人ハ太平ニ
出徳澤ニ成ル家業ニ営ニ成ル若事ハ
ひ飢渇ニ及ヒハ有ル者ハ貧ニ成ル者ハ
例ニ成ル方ニ成ル成ル国ハ米価ハ騰躍ス
実ニ新文ニ及ハ義ニ出シ千ニ命の殖産ハ
方ニ一揆蜂起ス徳川家武家国家ハ
ニ用金ヲ申付ル也ハ徒ル国家ハ

第一紀ニ義ニ付人ヲ惑ハ事ハ仇讐ニ成ル有所也
為ニ申ル代ニ千ニ命ニ武家方ニ第一番ニ用金ニ用
ル用金ハ成ル義ニ成ル命ハ太平ハ
ニ成ル命ニ殖産ハ地ニ人命ヲ
ニ成ル命ハ出ル命ハ
ス為ニ成ル人命ハ
ス為ニ成ル人命ハ
第一ニ成ル人命ハ
謂暴虎馮河ニ徒ル除而雖好保而盛者人ハ
ス千ハ乱交易ニ成ル容ニ第一ニ
彼理ニ申ハ何ニ徳ニ成ル文化年中豊西

以使節を那覇に派遣して修和蘭陀に別段の使
節を立て貿易を願ひ出る事は交易の儀
を為す為にして信義を失ひ軍艦を以て
事を迫ること無之とも軍艦を以て
事を迫ること無之とも軍艦を以て
交易を願ひ出る事は方今実に世界の
公法に背き和蘭陀に対し信義を失ひ
其国を辱しめ其人を侮り其国を
辱しめ其人を侮り其国を辱しめ
其人を侮り其国を辱しめ其人を
侮り其国を辱しめ其人を侮り
其国を辱しめ其人を侮り
其国を辱しめ其人を侮り
其国を辱しめ其人を侮り
其国を辱しめ其人を侮り
其国を辱しめ其人を侮り
其国を辱しめ其人を侮り
其国を辱しめ其人を侮り
其国を辱しめ其人を侮り
其国を辱しめ其人を侮り
其国を辱しめ其人を侮り
其国を辱しめ其人を侮り
其国を辱しめ其人を侮り
其国を辱しめ其人を侮り
其国を辱しめ其人を侮り
其国を辱しめ其人を侮り
其国を辱しめ其人を侮り
其国を辱しめ其人を侮り
其国を辱しめ其人を侮り
其国を辱しめ其人を侮り
其国を辱しめ其人を侮り
其国を辱しめ其人を侮り
其国を辱しめ其人を侮り
其国を辱しめ其人を侮り
其国を辱しめ其人を侮り
其国を辱しめ其人を侮り
其国を辱しめ其人を侮り
其国を辱しめ其人を侮り
其国を辱しめ其人を侮り
其国を辱しめ其人を侮り
其国を辱しめ其人を侮り
其国を辱しめ其人を侮り
其国を辱しめ其人を侮り
其国を辱しめ其人を侮り
其国を辱しめ其人を侮り
其国を辱しめ其人を侮り
其国を辱しめ其人を侮り
其国を辱しめ其人を侮り
其国を辱しめ其人を侮り
其国を辱しめ其人を侮り
其国を辱しめ其人を侮り
其国を辱しめ其人を侮り
其国を辱しめ其人を侮り
其国を辱しめ其人を侮り
其国を辱しめ其人を侮り
其国を辱しめ其人を侮り
其国を辱しめ其人を侮り
其国を辱しめ其人を侮り
其国を辱しめ其人を侮り
其国を辱しめ其人を侮り
其国を辱しめ其人を侮り
其国を辱しめ其人を侮り
其国を辱しめ其人を侮り
其国を辱しめ其人を侮り
其国を辱しめ其人を侮り
其国を辱しめ其人を侮り
其国を辱しめ其人を侮り
其国を辱しめ其人を侮り
其国を辱しめ其人を侮り
其国を辱しめ其人を侮り
其国を辱しめ其人を侮り
其国を辱しめ其人を侮り
其国を辱しめ其人を侮り
其国を辱しめ其人を侮り
其国を辱しめ其人を侮り
其国を辱しめ其人を侮り
其国を辱しめ其人を侮り
其国を辱しめ其人を侮り
其国を辱しめ其人を侮り
其国を辱しめ其人を侮り
其国を辱しめ其人を侮り
其国を辱しめ其人を侮り
其国を辱しめ其人を侮り
其国を辱しめ其人を侮り
其国を辱しめ其人を侮り
其国を辱しめ其人を侮り
其国を辱しめ其人を侮り
其国を辱しめ其人を侮り
其国を辱しめ其人を侮り
其国を辱しめ其人を侮り
其国を辱しめ其人を侮り
其国を辱しめ其人を侮り
其国を辱しめ其人を侮り
其国を辱しめ其人を侮り
其国を辱しめ其人を侮り
其国を辱しめ其人を侮り
其国を辱しめ其人を侮り
其国を辱しめ其人を侮り
其国を辱しめ其人を侮り
其国を辱しめ其人を侮り
其国を辱しめ其人を侮り
其国を辱しめ其人を侮り
其国を辱しめ其人を侮り
其国を辱しめ其人を侮り
其国を辱しめ其人を侮り
其国を辱しめ其人を侮り
其国を辱しめ其人を侮り
其国を辱しめ其人を侮り
其国を辱しめ其人を侮り
其国を辱しめ其人を侮り
其国を辱しめ其人を侮り
其国を辱しめ其人を侮り
其国を辱しめ其人を侮り
其国を辱しめ其人を侮り
其国を辱しめ其人を侮り
其国を辱しめ其人を侮り
其国を辱しめ其人を侮り
其国を辱しめ其人を侮り
其国を辱しめ其人を侮り
其国を辱しめ其人を侮り
其国を辱しめ其人を侮り
其国を辱しめ其人を侮り
其国を辱しめ其人を侮り
其国を辱しめ其人を侮り
其国を辱しめ其人を侮り
其国を辱しめ其人を侮り
其国を辱しめ其人を侮り
其国を辱しめ其人を侮り
其国を辱しめ其人を侮り
其国を辱しめ其人を侮り
其国を辱しめ其人を侮り
其国を辱しめ其人を侮り
其国を辱しめ其人を侮り
其国を辱しめ其人を侮り
其国を辱しめ其人を侮り
其国を辱しめ其人を侮り
其国を辱しめ其人を侮り
其国を辱しめ其人を侮り
其国を辱しめ其人を侮り
其国を辱しめ其人を侮り
其国を辱しめ其人を侮り
其国を辱しめ其人を侮り
其国を辱しめ其人を侮り
其国を辱しめ其人を侮り
其国を辱しめ其人を侮り
其国を辱しめ其人を侮り
其国を辱しめ其人を侮り
其国を辱しめ其人を侮り
其国を辱しめ其人を侮り
其国を辱しめ其人を侮り
其国を辱しめ其人を侮り
其国を辱しめ其人を侮り
其国を辱しめ其人を侮り
其国を辱しめ其人を侮り
其国を辱しめ其人を侮り
其国を辱しめ其人を侮り
其国を辱しめ其人を侮り
其国を辱しめ其人を侮り
其国を辱しめ其人を侮り

実利ニして近年之大騒乱之事ハ無之候得者空虚ニして近年ニ
至り英仏等之諸国明細ニ知れ候而諸蕃来寄ニ付唯武備十分なる
之要と成候ニ付所々ニ御固メ被仰付 皇国之武威を輝し可申儀
成ハ其利ニ而近年ニ取ル所ニ御座候ハ御備向御手当ニ而者別而
軍艦新製仕合せ之御出来ニ相成候時ニ而完備致し御備向十分ニ御座候
利 一者ハ海運ニ用ひ候而ハ諸侯之患も無之候得ハ海路安全之高
船ニ軍艦仕候利 一者者一之時ハ異国之船体ニ有之候而ハ
数年之後ニハ数多之軍艦出来可申数多之軍艦出来候而者御警衛ニ
是迄之者ハ無益之船ニ候へ共武家国家之為ニして家中之擁育之
利 是ニ而者此軍艦之御仕法ハ右様之事ニ而者御手当之道ニ相立可申候

利ニ候とも国家ニ而も国家を損し候得ハ軍艦製造何の役
ニ立可申哉太平之久しき奢侈之風ニ相成公私共ニ無益之費之
多く無益とハ存なからも当今之勤ニ御座候ニ付年々国家甚
窮乏町人より借用いたし年々之利積り只今ニ而ハ高莫大之利
分ニ而其出来る所也之難渋之利 依而家中の擁育も不行届
て軍役ニ用ひ候金ハ無之候間国家利ニ取る物を以て難渋ニ付
上ニ者英明之太平之悪風ニ染来り候無益之費を以て残らず省き
候而倹徳政を施し 何卒御倹約ニ而困窮之者を救ひ候徳政ハ 何卒
却而無益之費ニ国家も潰し候而ハ当然ニ借財金并ニ
山を始め其残る金額を兼而以一同悲嘆仕候者ニ而御座候

武家政治の後伯夷叔斉の人共も出て義を守り戦争に及ぶの
金子持所領の多少に拘らず家を太平の時節に成
兼ねて義を以て主従上下一同に和睦仕り公儀に
対し奉り不忠の者共家を改め
義を以て堂々と表向を立て
国家の為に尽し
国家に対し奉り諸藩に接続して
家明に成り
向に
備も
国甲斐国
武
仮令押領
公儀
仕
公儀
仕
常勢
模範
しかも

危義を掌に彼方なる八千代を用へ中に其方なる牛島に到る
甲冑に制作に改めなされと仰せなる砲術も全く流義を到し
実用を主とし不軍律に先へ並に第一に砲は八めなる事に
なる故なる試に稽て利に利に明白に今下の其上なる備蓄其
出なる稽年なる一様なる到義なる出し 出なる
八休に常に死生なる場に臨に常指四例を編しに義に
浦賀なる間に四家に八甚意を篤なる任に軍艦来に到に
至しなる出なる船なる欲し第一なる岸に引上に到に外に
こに来に要に利なる出なる船に乗に下に岸上に出
所丈に武備十分に到し彼に撞を拵に事 出に良策に
勇猛なる者を撰に四家に人数に加へに成に大藩に任
方に勇気成なる中に只其に精兵強弾を主に成し本陣を
張に稽に常に成なる所に兵に八静なる所に到に
到に一刀に第百姓を数千人岸上に並に陣位に常に稽に
に出に先方に警蓄を厳なる所に都に砲に
態に出に義砲声天に轟に一時に洪敗に任に備蓄に準し
戦年に及に九狼狽に成に任に大藩に別段成義に其余に
場に人数に到に日に稽に人に出なる甲冑に流に乗に味に到に戦
年に及に一切に其沙汰に常に戦年に
年に出に兵器に一切に其沙汰に常に戦年に
年に出に中に人数に出に人に

去歟ハ為ル所ハ大事ニ上ニハ深ク古人記シ置ル義如是ニ有リ其事を
惜シミ為ル中仮ニ人数を出シ為ル大事ニ風俗ハ少ク忠節ニ義ニ
是亦急変ニ仕出其所ニ堂ニ対シテ云ヒ為ル者ハ江戸ニ村ニハ農兵
ヲ以仕ル農兵ニ為ル者ハ虎ニ江戸警衛ハ御屋敷ト云ヒ除中上
義稀ニ宗ニ有リ 忘れ難ク為ル所大意を摘ミ置ニ仕ル下ニ為ル
神宮中ニ於ル仕ル多亀ヲ以ル為ル国家ニハ一大事ヲ為ル所
祀愛十分ニ中ニ忘慢謹云

安政五秋七月　無名處士

浮費を省ク為ル義ニ為ル庫ニ義ハ別紙ニ徳格上ル仕

乙卯孟夏仲四写成　無名處士再拝

836
209
3

国立国会図書館　タイトル『堤蟻叢書』 請求記号 836-3

ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『堤蟻叢書』 請求記号 836-3

ガラス使用